(令和2年1月31日作成)

法 令 名	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報伝達に関する法律
根拠条項	第9条第1項
処分の概要	米穀事業者の一般消費者に対する産地情報の伝達義務違反に関する改善勧告
法令の定め	第9条第1項 主務大臣は、米穀事業者が前条第一項の規定を遵守していないと認めるときは、 当該米穀事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。 第11条第11項 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び第八項の規定により消費者庁長 官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道 府県知事が行うこととすることができる。
処 分 基 準	改善勧告 米穀事業者が一般消費者に対する産地情報の伝達の義務を遵守していないと認めるとき。
処分担当課	農政部生産振興局農産振興課(調整係) (電話番号:011-204-5982)
問い合わせ先	農政部生産振興局農産振興課(調整係) (電話番号:011-204-5982)
備考	(公表アドレス:http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nsk/shinsakijun.html)